

総務政策常任委員会資料

令和4年9月14日～16日

総 務 部

目 次

I 予算議案

- 議案第1号
令和4年度一般会計補正予算案（第3号）の概要 1
総務部の令和4年度9月補正予算案
総務部歳出予算課別集計表 4
債務負担行為（追加） 6

II 特別議案

- 議案第6号
宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の一部を
改正する条例について 8
- 議案第8号
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について 9
- 議案第9号
宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例について 10
- 議案第10号
宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を
改正する条例について 12

III その他報告事項

- 個人情報保護法の改正について 14
- 令和3年度内部統制評価報告書について 16

I 予算議案

議案第1号

令和4年度一般会計補正予算案（第3号）の概要

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、原油価格・物価高騰等総合緊急対策に係るもの、宮崎再生基金積立金その他必要とする経費について、措置するものです。

補正額は、

一 般 会 計 2 2 5 億 7, 0 0 5 万 1 千 円

です。

この結果、一般会計の予算の規模は、6, 8 0 3 億 4, 0 1 6 万 7 千 円 となります。

この補正予算による一般会計の歳入財源は、

国 庫 支 出 金 1 4 9 億 8, 3 6 6 万 9 千 円
繰 入 金 2 3 億 8, 5 5 6 万 1 千 円
繰 越 金 5 1 億 9, 9 7 7 万 1 千 円
諸 収 入 1 0 5 万 円

です。

一 般 会 計 歳 出 一 覧

(単位:千円)

款 別	補正前の額	今回補正額	計
総 務 費	37,410,007	5,705,545	43,115,552
民 生 費	96,761,246	44,000	96,805,246
衛 生 費	53,366,737	16,113,377	69,480,114
農 林 水 産 業 費	57,998,412	329,707	58,328,119
商 工 費	51,785,838	334,000	52,119,838
教 育 費	118,132,808	43,422	118,176,230
一般会計合計	657,770,116	22,570,051	680,340,167

一 般 会 計 歳 入 一 覧

(1) 総 括

(単位：千円、%)

款 別	令 和 4 年 度				令 和 3 年 度	
	補正前の額	9 月			9 月 現 計	
		今回補正額	補 正 後	構成比	予 算 額	構成比
自 主 財 源	259,826,220	7,586,382	267,412,602	39.3	255,674,523	37.6
県 税	104,840,000	0	104,840,000	15.4	95,480,000	14.1
地 方 消 費 税 金	51,137,566	0	51,137,566	7.5	50,399,518	7.4
分 担 金 及 び 金	1,994,305	0	1,994,305	0.3	2,065,905	0.3
使 用 料 及 び 料	9,877,773	0	9,877,773	1.5	9,939,141	1.5
財 産 収 入	888,522	0	888,522	0.1	933,883	0.1
寄 附 金	359,884	0	359,884	0.1	220,197	0.0
繰 入 金	38,935,688	2,385,561	41,321,249	6.1	32,181,898	4.7
繰 越 金	0	5,199,771	5,199,771	0.8	10,385,470	1.5
諸 収 入	51,792,482	1,050	51,793,532	7.6	54,068,511	8.0
依 存 財 源	397,943,896	14,983,669	412,927,565	60.7	423,693,875	62.4
地 方 譲 与 税	20,228,000	0	20,228,000	3.0	13,019,000	1.9
地 方 特 例 金	651,000	0	651,000	0.1	596,000	0.1
地 方 交 付 税	184,979,000	0	184,979,000	27.2	188,206,000	27.7
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	499,000	0	499,000	0.1	419,000	0.1
国 庫 支 出 金	135,828,496	14,983,669	150,812,165	22.2	152,605,675	22.5
県 債	55,758,400	0	55,758,400	8.2	68,848,200	10.1
歳 入 合 計	657,770,116	22,570,051	680,340,167	100.0	679,368,398	100.0

(注)構成比は、四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないことがある。

(2) 歳入科目別概要

(単位：千円)

科 目	補正前の額	今回補正額	補正後	説 明
繰 入 金	38,935,688	2,385,561	41,321,249	◎基金繰入金 2,385,561 ○財政調整積立金繰入金 2,123,680 ○安心こども基金繰入金 18,142 ○宮崎再生基金繰入金 243,739
繰 越 金	0	5,199,771	5,199,771	◎繰越金 5,199,771 ○繰越金 5,199,771
諸 収 入	51,792,482	1,050	51,793,532	◎雑入 1,050 ○雑入 1,050
国庫支出金	135,828,496	14,983,669	150,812,165	◎国庫負担金 2,226,225 ○衛生費国庫負担金 2,226,225 ・急性伝染病予防費 ◎国庫補助金 12,756,853 ○総務費国庫補助金 3,744,688 ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等 ○民生費国庫補助金 1,500 ・地域子供の未来応援交付金 ○衛生費国庫補助金 8,966,269 ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等 ○農林水産業費国庫補助金 44,396 ・経営所得安定対策等推進事業費補助金等 ◎委託金 591 ○民生費委託金 591 ・身体障害者実態調査費
歳 入 合 計	657,770,116	22,570,051	680,340,167	

令和4年度 9月補正予算案

○ 総務部 歳出予算課別集計表

(議案第1号関係)

(一般会計)

(単位：千円)

会計名	課名	令和4年度			令和3年度	
		補正前の額	補正額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
一般会計	総務課	318,969	0	318,969	313,215	296,740
	人事課	5,706,424	0	5,706,424	5,030,619	5,019,769
	財政課	83,012,665	2,599,886	85,612,551	83,664,387	132,992,680
	財産総合管理課	1,987,140	0	1,987,140	1,966,935	1,855,984
	税務課	53,483,111	0	53,483,111	54,333,460	55,249,005
	市町村課	2,828,525	0	2,828,525	2,294,883	2,161,733
	総務事務センター	716,365	0	716,365	710,839	689,946
	危機管理課	969,560	0	969,560	730,015	700,375
	消防保安課	644,113	4,000	648,113	1,127,101	1,386,418
	計	149,666,872	2,603,886	152,270,758	150,171,454	200,352,650

(公債管理特別会計)

特別会計	財政課	82,887,847	0	82,887,847	84,382,858	82,002,767
------	-----	------------	---	------------	------------	------------

(一般会計+特別会計)

総務部	合計	232,554,719	2,603,886	235,158,605	234,554,312	282,355,417
-----	----	-------------	-----------	-------------	-------------	-------------

事業名	新災害時映像共有・伝送システム整備事業
------------	----------------------------

1 事業の目的・効果

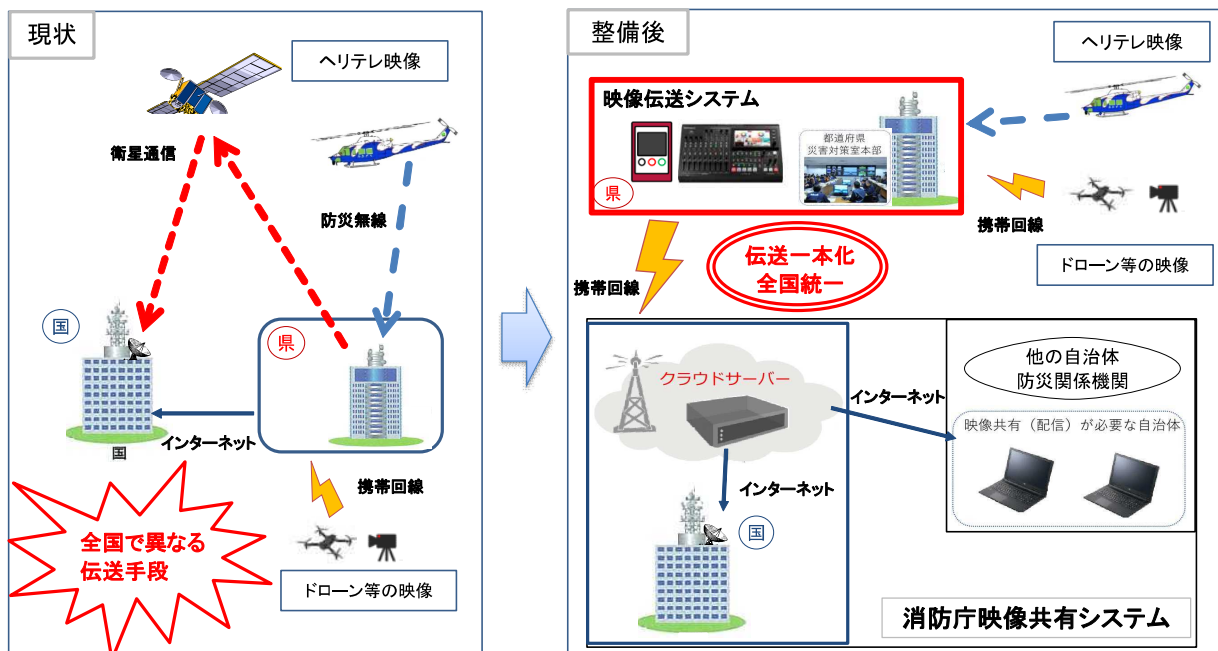
国（消防庁）が、災害時の緊急消防援助隊の円滑な出動や活動を図るため、国と都道府県間の伝送手段の統一や伝送された映像が閲覧できる「消防庁映像共有システム」を整備する。

このため、映像伝送装置を設置するとともに、国のシステムに接続し、災害関係の映像が伝送できるシステムの改修を行う。

2 事業概要等

- (1) 予算額 4,000千円
- (2) 財源内訳 全額国庫
- (3) 事業期間 令和4年度
- (4) 事業内容
 - ・映像伝送装置の設置
 - ・国のシステムと接続するためのシステム改修

(イメージ図)



○ 債務負担行為

(議案第1号関係)

追 加

事 項	期 間	限度額
(財産総合管理課) 宮崎県東京ビル再整備事業	令和4年度から 令和8年度まで	千円 2,093,300

《令和4年9月県議会定例会提出議案 6ページから抜粋》

宮崎県東京ビル再整備事業

財産総合管理課
(債務負担行為関係)

1 概要

宮崎県東京ビルの再整備に係る既存施設の解体及び新施設のうち県施設部分の取得に要する費用について、債務負担の設定を行うもの。

2 限度額

2,093,300千円（優先交渉権者からの提案額を基に設定）
(内訳)

- (1) 既存施設の解体費 336,600千円
- (2) 新施設のうち県施設部分の取得費 1,756,700千円

3 期間

令和4年度から令和8年度まで

4 事業概要

項目	内容
建設地	東京都千代田区九段南4丁目8番2号
敷地面積	1,438.53㎡
構造	地上11階、地下1階、鉄骨造
事業手法	定期借地権方式（県施設県所有）
事業運営期間	69年間（供用開始から事業終了まで）

5 県施設概要

項目	内容	
延床面積	3,574㎡	
施設概要 (主なもの)	1階	フロンティアオフィス（3室） コワーキングスペース（1室） 県情報発信スペース（1室） 会議室（1室（3分割での利用が可能））
	2～3階	学生寮（男女計52室）
	4～6階	職員宿舎（40戸）

6 今後の主なスケジュール（予定）

令和5年7月～6年10月 既存施設の解体工事
～8年9月 新施設の建設工事
令和8年10月 新施設の供用開始

Ⅱ 特別議案

議案第6号

宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例について

財 政 課

1 改正の理由

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の令和9年の本県開催が内定したことに伴い、基金の設置期間の終期を延長するため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

条例中、基金の設置期間の終期を「令和10年3月31日まで」から「令和11年3月31日まで」に改める。

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第8号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

人 事 課

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）の改正等に伴い、育児休業の取得回数制限緩和等の導入のために必要となる規定を整備するなど、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 育児休業の取得回数制限緩和等の導入に必要な規定の整備

【参考】育児休業法の改正（令和4年10月1日施行）

- ・ 育児休業を原則2回（現行：原則1回）まで取得可能とする。
- ・ 上記の原則2回までの育児休業に加え、子の出生後8週間以内に育児休業を2回（現行：1回）まで取得可能とする。

(2) 非常勤職員の育児休業の取得要件緩和

非常勤職員の子が1歳以降の育児休業について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするなど、取得要件を緩和する。

3 施行期日

令和4年10月1日から施行する。

議案第9号

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

市 町 村 課

1 改正の理由

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の改正に伴い、国政選挙における候補者の選挙運動に要する経費の公費負担の限度額が引き上げられたため、国政選挙に準じて定めている宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における候補者の公費負担の限度額を改定するものである。

2 改正の内容

条例第4条、第9条及び第13条に規定する選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に要する経費の公費負担の限度額を次のとおり改定する。

(1) 選挙運動用自動車の使用（1日当たりの限度額）

- | | | |
|-----------|----------------|------------------|
| ① 一般運送契約 | 64,500円 | (改定なし) |
| ② 個別契約 | | |
| ア 自動車の借入れ | <u>15,800円</u> | → <u>16,100円</u> |
| イ 燃料供給 | <u>7,560円</u> | → <u>7,700円</u> |
| ウ 運転手の雇用 | 12,500円 | (改定なし) |

(2) 選挙運動用ビラの作成（1枚当たりの作成単価の限度額）

- | | | |
|------------------|---------------------------------|------------------------------------|
| ① 作成枚数が5万枚以下の場合 | | |
| | <u>7円51銭</u> | → <u>7円73銭</u> |
| ② 作成枚数が5万枚を超える場合 | | |
| | <u>375,500円+5円2銭×(作成枚数-5万枚)</u> | → <u>386,500円+5円18銭×(作成枚数-5万枚)</u> |
| | 作成枚数 | 作成枚数 |

(3) 選挙運動用ポスターの作成（1枚当たりの作成単価の限度額）

① ポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{310,500\text{円} + 525\text{円}6\text{銭} \times \text{掲示場数}}{\text{掲示場数}} \rightarrow \frac{316,250\text{円} + 541\text{円}31\text{銭} \times \text{掲示場数}}{\text{掲示場数}}$$

② ポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{573,030\text{円} + 27\text{円}50\text{銭} \times (\text{掲示場数} - 500)}{\text{掲示場数}} \rightarrow \frac{586,905\text{円} + 28\text{円}35\text{銭} \times (\text{掲示場数} - 500)}{\text{掲示場数}}$$

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 経過措置

この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

議案第10号

宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を 改正する条例について

市 町 村 課

1 改正の理由

公職選挙法（昭和25年法律第100号）の改正に伴い、国政選挙及び都道府県知事選挙の選挙公報掲載文を電子データ（電磁的記録）により提出することが可能になったことを踏まえ、本条例における選挙公報掲載文の品位保持事項について電子データ（電磁的記録）による提出の場合にも適用されるよう所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

掲載文の申請（第3条関係）

第2項中「記載し」の次に「、又は記録し」を加える。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 経過措置

この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

Ⅲ その他報告事項

個人情報保護法の改正について

総務課

1 改正の概要

デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）に基づき、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が制定された。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）においては、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立、国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合等の課題に対応するための改正が行われ、地方公共団体及び地方独立行政法人に関する規定が令和5年4月1日に施行される。

2 個人情報保護法改正の主な内容

(1) 個人情報保護制度の見直し

- ① 個人情報保護法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）を統合し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化
- ② 個人情報や要配慮個人情報等の定義や取扱いを国・民間・地方で統一

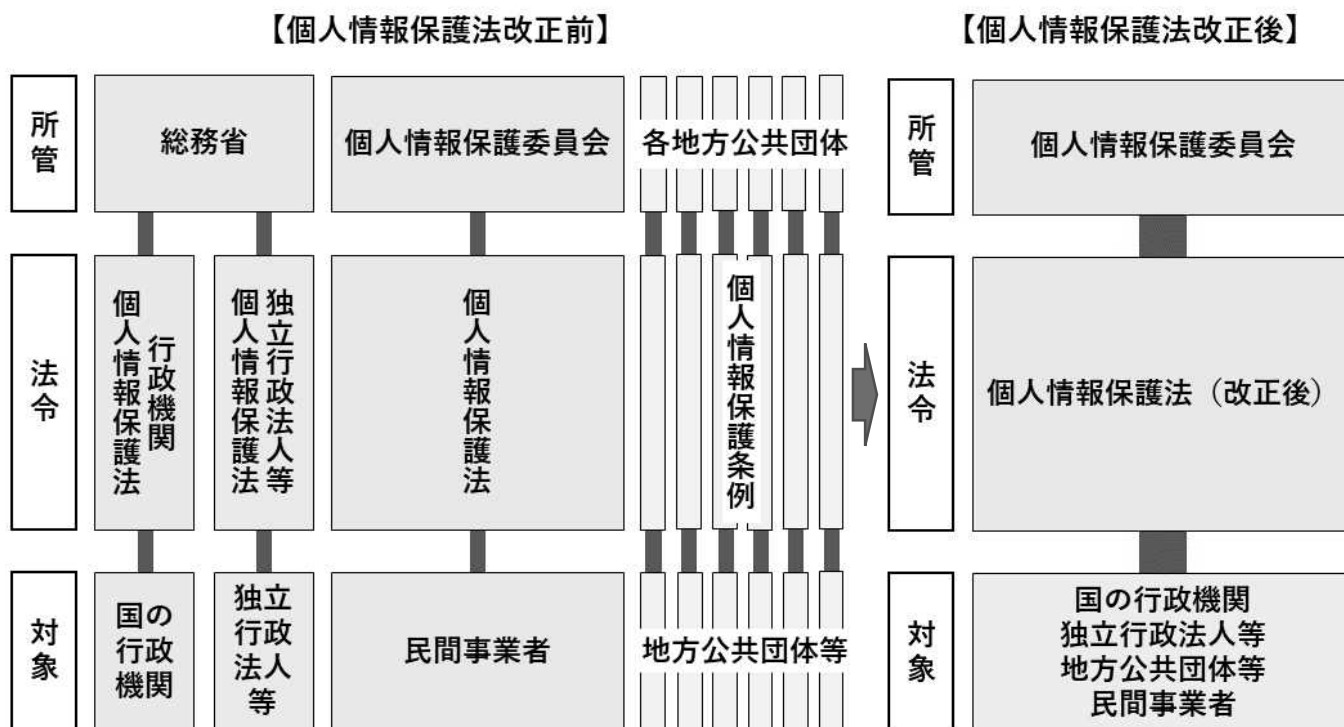
(2) 地方公共団体の個人情報保護制度の見直し

- ① 個人情報保護法に基づく全国共通の制度に移行し、各地方公共団体は、開示請求手数料等の必要な手続を条例で規定
- ② 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定

3 今後の予定

令和4年	7月	個人情報保護審議会への概要報告
	9月	個人情報保護審議会への意見聴取
	11月	県議会11月定例会に条例案を提案
令和5年	4月1日	条例の施行

(参考1) 個人情報保護制度見直しの全体像



(参考2) 個人情報保護法と本県の現行制度との比較 (主なもの)

項目	個人情報保護法	本県の現行制度
個人情報の定義	生存する個人に関する情報に限る※	死者に関する情報を含む
要配慮個人情報の定義	人種や信条、社会的身分等	個人情報保護法の規定と同様
開示請求に係る手数料	1件につき、300円	手数料は徴収しておらず、公文書の写しの交付に要する費用を実費負担
開示決定等の期限	30日以内	15日以内

※死者に関する情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合は、保護の対象

令和3年度内部統制評価報告書について

人事課行政改革推進室

1 内部統制制度の概要

内部統制制度は、企業における内部統制の取組の進展などを受けて、「地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）」により令和2年4月1日から新たに導入された制度で、県民に行政サービスを提供する事務を執行する際のリスク（適正な事務執行を阻害する要因）について、自らコントロールし、その取組を評価することで、適正な事務執行を確保するものである。

都道府県知事及び政令指定都市の市長には、内部統制に関する方針の策定と内部統制体制の整備が義務付けられ、方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査意見を付して、議会に提出し、公表することとされている。

2 令和3年度内部統制評価報告書及び令和3年度内部統制評価報告書審査意見書

・・・別紙1、2のとおり

3 宮崎県の内部統制に関する方針（平成31年3月策定）

(1) 内部統制の対象事務（知事部局の全所属が対象）

① 財務に関する事務

② 適正な管理及び執行を確保する必要がある事務（文書・情報の管理に関する事務）

(2) 内部統制の目的及び取組の視点

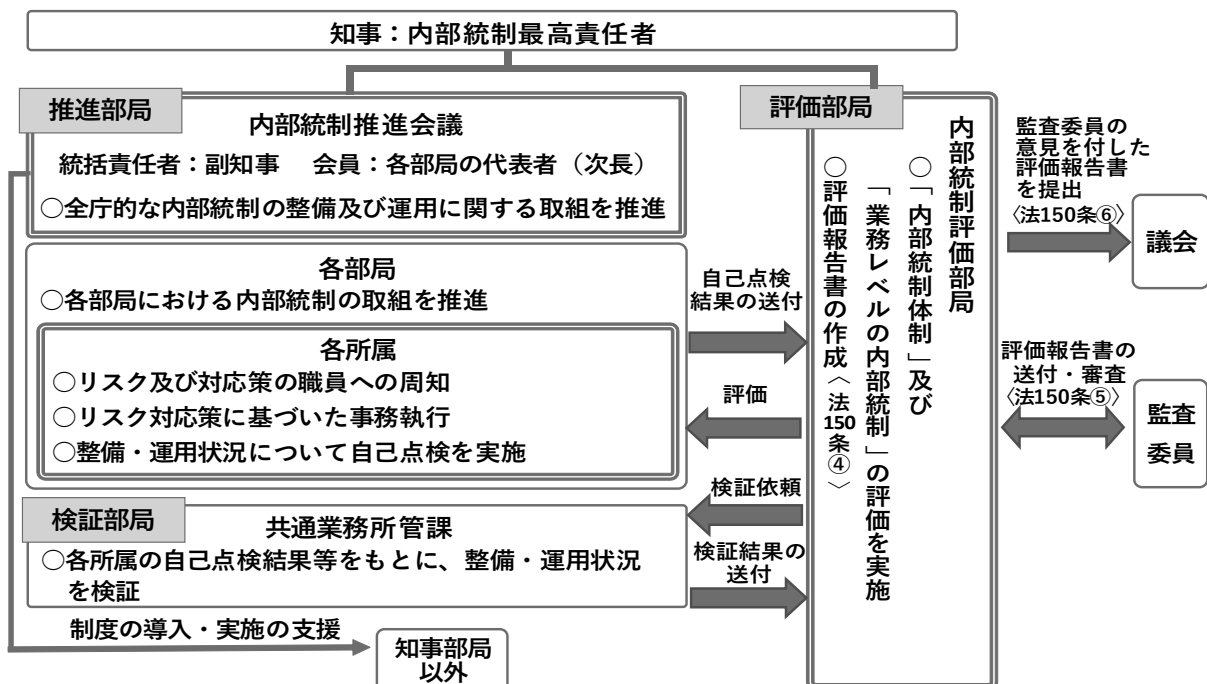
① 効率的かつ効果的な事務の執行

② 法令等の遵守（コンプライアンス）

③ 情報の適切な取扱い

④ 資産の保全及び管理

(3) 内部統制の体制



4 対象とするリスク

対象事務	分類	主なリスク
財務に関する事務 リスク数 57項目	収入	・ 過大徴収／過少徴収 ・ 納入期限の誤り ・ 督促の未実施 等
	支出	・ 契約・交付決定額と相違する支払い ・ 契約・交付決定の相手方を誤った支払い 等
	契約	・ 発注価額の誤り ・ 随意契約要件の誤り ・ 予定価格等の漏えい 等
	物品・ 財産	・ 備品等の不適切な管理による亡失・横領の発生 ・ 普通財産（不動産等）の処分処理の漏れ 等
	その他	・ 公金等の紛失 等
文書の管理 ・ 情報の管理に関する 事務 リスク数 16項目	文書 取扱	・ 書類の紛失 ・ 保存文書の紛失、破棄 ・ 送付時の相手先、内容の誤り 等
	情報 取扱	・ 庁内の情報共有・連携不足による不適切な対応 ・ 個人情報等の漏えい 等
	情報 セキュリティ	・ コンピュータウイルス感染 ・ 不正アクセス ・ ソフトの不正使用・コピー 等

5 有効性の評価

内部統制の有効性の評価は、評価部局（人事課行政改革推進室）において重大な不備の有無により行い、重大な不備がある場合、内部統制が有効に整備又は運用されていないと判断する。

重大な不備に該当するか否かは、量的重要性及び質的重要性の2つの視点から総合的に判断する。

量的重要性	質的重要性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民や企業に大きな影響を与えるもの ・ 多額の金銭・物的損害を生じさせるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民サービスの提供に重大な影響を与えるもの ・ 組織の社会的信用・名誉を失墜させるもの
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 具体的には、300万円超の損害を発生させるもの等 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 具体的には、県民への謝罪や議会への報告、再発防止策の説明が必要となるなどの社会的な影響が大きい不適正な事務や不祥事 </div>

6 内部統制評価結果

本県の内部統制はおおむね有効に運用されている。

(1) 内部統制体制の評価

全庁的な内部統制について、6項目（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICTへの対応）を対象として評価を行い、それぞれ適切に整備（取組等）されているため、有効と判断した。

項目	有効性の評価
統制環境	人材育成基本方針や職員人事評価実施規程等、必要な制度が整備されており、適正に管理・運用されている。
リスクの評価と対応	全庁で網羅的にリスクの識別を行い、内部統制推進会議においてリスク対応策を決定し、職員への周知を行い、適切に取り組まれている。
統制活動	リスク対応策に基づいた事務執行を行い、自己点検を実施し、不備があった場合は是正を行っている。共通業務所管課において、検証を実施し、適正な事務執行に取り組まれている。
情報と伝達	個人情報等の管理に適切な措置を講ずるとともに、県民意識調査等により県民ニーズの把握を図っている。庁議等による情報共有により、適切な情報の伝達を行っている。
モニタリング	適正な決裁手続や合議を行っているほか、内部統制の手続についても適切に実施している。
ICTへの対応	宮崎県情報化推進計画や情報セキュリティ方針等、必要な制度が整備され、適正に管理・運用されるとともに、ICTの利活用の推進等を図っている。

(2) 業務レベルの内部統制の評価

多くの所属において、内部統制制度に基づく取組の中で、対応策が適切に実施されていることを確認した結果、内部統制はおおむね有効に運用されていると判断した。

しかしながら、約8ヶ月に及ぶ支払事務処理の遅滞、児童扶養手当の現況届認定誤りによる過払いの特に注意すべき不備が発生した。既に各所属において再発防止策を講じているが、引き続き、より一層の適切な事務執行が図られるよう取り組む必要がある。

7 監査委員による内部統制評価報告書の審査

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項に基づく監査委員による令和3年度内部統制評価報告書の審査結果については、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当であるとされるとともに、今後、内部統制の実効性を高め、更なる推進を図る上では、以下の事項について改善が望まれるとの意見が付されている。

(1) リスク及びリスク対応策について

不備の発生可能性のあるリスクについての的確に選択し、それに応じたリスク対応策の設定を適切に行うことが求められる。

(2) 自己点検について

自己点検の精度を高め、発生した不備を漏れなく確実に把握するとともに、適切な是正・改善につなげていくことが望まれる。

(3) 「特に注意すべき不備」及び同一内容の不備の発生について

不備発生の原因究明及び効果的な再発防止策を講じることが強く望まれる。

8 今後の対応

内部統制推進会議や幹事会を通じて、発生した不備の内容を情報共有し、引き続きリスクの未然防止や再発防止の呼びかけを行う。あわせて、自治学院において階層別研修の中で内部統制の研修を実施するとともに、各所属においては内部統制推進員が中心となり、内部統制が適切かつ効果的に機能するよう推進を図るなど、制度に係る職員の意識醸成や理解を深める取組を進める。

令和3年度 内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

知事の事務部局における内部統制の整備及び運用について、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「国ガイドライン」という。）に基づき、「宮崎県の内部統制に関する方針」（平成31年3月1日）を策定し、当該方針に基づき「財務に関する事務」及び「適正な管理及び執行を確保する必要がある事務」に係る内部統制体制を整備及び運用しています。

内部統制を導入することで、重大な不祥事等の原因であるリスクの発生を未然に防止し、県民に信頼される行政運営の確立に取り組んでいます。

2 評価手続

知事部局において、国ガイドラインに基づき、「財務に関する事務」及び「適正な管理及び執行を確保する必要がある事務」に係る内部統制の有効性に関する評価を実施しました。

評価項目 : 内部統制体制及び業務レベルの内部統制

評価対象期間 : 令和3年4月1日から令和4年3月31日

評価基準日 : 令和4年3月31日

3 評価結果

内部統制体制及び業務レベルの内部統制の整備・運用状況について評価した結果、本県の内部統制はおおむね有効に運用されていると判断しました。

(1) 内部統制体制について

全庁的な内部統制体制について、6項目（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICTへの対応）を対象として評価を行いました。

それぞれ適切に整備（取組等）されているため、有効と判断しました。

(2) 業務レベルの内部統制について

個別事務について、下記の項目を対象として評価を行いました。

評価にあたり、まず、業務に係るリスクの洗い出し、分析・評価、対応策の整備状況について確認を行いました。

		全庁的リスク 全所属または多くの所属において発生する可能性があるもの	個別リスク 特定の所属固有の業務において発生する可能性があるもの
財務に関するもの	57項目	48項目	9項目
文書の管理・情報の管理に関するもの	16項目	9項目	7項目
(合計)	73項目	57項目	16項目

次に、各所属における自己点検の結果、推進部局による検証、関連文書の閲覧等を実施することにより、評価部局において評価を実施しました。

多くの所属においては内部統制制度に基づく取組の中で、対応策が適切に実施されていることを確認しましたので、内部統制はおおむね有効に運用されていると判断しました。

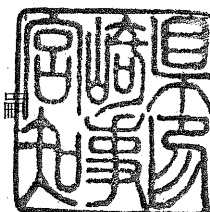
しかしながら、約8ヶ月に及ぶ支払事務処理の遅滞、児童扶養手当の現況届認定誤りによる過払いの特に注意すべき不備が発生しました。このことについては、既に各所属において再発防止策を講じておりますが、引き続き、より一層の適切な事務執行が図られるよう県庁全体として取り組む必要があります。

4 不備の是正に関する事項

約8ヶ月に及ぶ支払事務処理の遅滞、児童扶養手当の現況届認定誤りによる過払いの特に注意すべき不備については、各所属において速やかに原因の確認や再発防止策に取り組むとともに、対象部局においても注意喚起を促す取組を行うなど、関係各課において適切な対応が実施されていることを確認しました。

また、内部統制推進会議や幹事会を通じて、リスクの未然防止や再発防止を呼びかけ、各所属においては内部統制推進員が中心となり、内部統制が適切かつ効果的に機能するよう、制度の周知や推進に取り組んでいます。

令和4年6月30日 宮崎県知事 河野 俊嗣



44100-1088
令和4年8月31日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦
宮崎県監査委員 安 樂 健 一
宮崎県監査委員 丸 山 裕次郎
宮崎県監査委員 山 下 博 三

令和3年度内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項に基づき、令和4年6月30日付け21230-1052で審査に付された令和3年度内部統制評価報告書の審査を行いましたので、別添のとおり意見書を提出します。

令和3年度内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和3年度内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和3年度内部統制評価報告書の審査は、知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和3年度内部統制評価報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、宮崎県監査基準（令和2年3月30日宮崎県監査委員告示第2号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、評価対象期間を対象として実施したその他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和3年度内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当である。

5 改善が望まれる事項

内部統制制度の導入から2年目に入り、監査においても指摘事項等の件数が減少するなど一定の効果がみられるが、今後、内部統制の実効性を高め、更なる推進を図る上では、以下の事項について改善が望まれる。

(1) リスク及びリスク対応策について

リスクの選択が不十分であると考えられる所属が引き続き複数確認された。

各所属においては、監査結果や会計課など共通業務所管課による検査・指導内容を踏まえ、所管業務に係るリスクの選択に漏れがないか再度確認した上で、不備の発生可能性のあるリスクについての的確に選択し、それに応じたリスク対応策の設定を適切に行うことが求められる。

(2) 自己点検について

各所属のリスクとして選択されているにもかかわらず、自己点検で把握されていない不備が、引き続き定期監査により多数確認された。

各所属においては、自己点検の精度を高め、発生した不備を漏れなく確実に把握するとともに、適切な是正・改善につなげていくことが望まれる。

(3) 「特に注意すべき不備」及び同一内容の不備の発生について

令和3年度においても、「特に注意すべき不備」とされる事案発生が複数報告されるとともに、前年度に把握された不備と同一内容の不備の発生が複数の所属で確認された。

該当所属においては、不備発生の原因究明及び効果的な再発防止策を講じることが強く望まれる。

